

広島県教育委員会 NEWS RELEASE

広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現

「ヤマモトロックマシン（旧山本鉄工所）」の旧本社事務所兼主屋 及び旧研究室棟が、国の登録有形文化財（建造物）へ

令和6年7月19日（金）、国の文化審議会（会長 しまたにひろゆき 島谷弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

- ヤマモトロックマシン（旧山本鉄工所）旧本社事務所兼主屋
- ヤマモトロックマシン（旧山本鉄工所）旧研究室棟

2 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録予定。

3 文化財の概要

名 称	所在地	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
ヤマモトロックマシン （旧山本鉄工所） 旧本社事務所兼主屋	庄原市 東城町 東城	昭和前期 昭和中期改修	○木造二階建、瓦葺 ○建築面積 258.678 m ²	一 国土の歴史的 景観に寄与してい るもの
ヤマモトロックマシン （旧山本鉄工所） 旧研究室棟		昭和前期 令和5年改修	○木造平屋、瓦葺 ○建築面積 130.680 m ²	二 造形の規範と なっているもの

特 徴 な ど

東城の新町筋に西面して建つ削岩機製造会社の旧本社事務所兼主屋及び旧研究室棟。事務所兼主屋は二階に出窓を張出し、丸窓など幾何学的意匠で飾る。独特な外観が通りの景観を形成。旧研究室棟は側廻りに上部半円アーチの縦長窓を開け、外壁モルタル掻落仕上。削岩機製造の起点となった洋風の研究室棟。なお、ヤマモトロックマシンの建造物では、平成28年に工場や自治療など8件が登録有形文化財に登録されている。



旧本社事務所兼主屋（左：外観、右：内部）



旧研究室棟（左：外観、右：内部）



登録有形文化財（建造物）とは

建築後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

<登録基準>

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財		合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)	件数	
国 宝	建 造 物	7			7
	絵 画	2			2
	工 芸 品	16			16
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1			1
	小 計	26			26
重 要 文 化 財	建 造 物	59	建 造 物	45	104
	絵 画	11	絵 画	51	62
	彫 刻	44	彫 刻	94	138
	工 芸 品	61	工 芸 品	55	116
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	20	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	71
	考 古 資 料	5	考 古 資 料	18	23
	歴 史 資 料	5	歴 史 資 料	4	9
	小 計	205	小 計	318	523
	重 要 無 形 文 化 財	0	無 形 文 化 財	2	2
	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	7	有 形 民 俗 文 化 財	5	12
	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4	無 形 民 俗 文 化 財	67	71
記 念 物	特別史跡 ・ 特別名勝	1			1
	特 別 史 跡	1			1
	特 別 名 勝	1			1
	特 別 天 然 記 念 物	2			2
	史 跡	29	史 跡	125	154
	名 勝	7	名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15	天 然 記 念 物	116	131
			名 勝 天 然 記 念 物	1	1
	小 計	56	小 計	248	304
	重 要 伝 統 的 建 造 物 群	4			4
	合 計	302	合 計	640	942

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登 録 文 化 財	登録有形文化財	301 (+2)
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回の登録をした後のものである。（ ）は変更件数。